

第1章 みやぎICT・データ利活用推進プランについて

1 社会的背景

(1) 身近になったインターネット

私たちの生活に欠かせないものとなったパソコン、携帯電話、スマートフォンなどのICT¹端末及びインターネットの普及は、時間や空間の制約を超えて、いつでも、どこでも情報が瞬時に伝達され、私たちの普段の生活に多様なライフスタイルや利便性の向上をもたらしました。

平成5年（1993年）に商用利用が始まったインターネットは、ブロードバンド²の整備により、各家庭に普及しました。総務省の統計によると、平成29年（2017年）3月末時点で超高速ブロードバンドの利用可能世帯率は、全国では99.0%、宮城県は99.7%となっています。また、平成30年版情報通信白書によると全国のインターネット利用率は80.9%に上ります（図表1）。もはやインターネットは、だれもが使える状態にあり、実際に利用している人もかなりの割合に上ります。

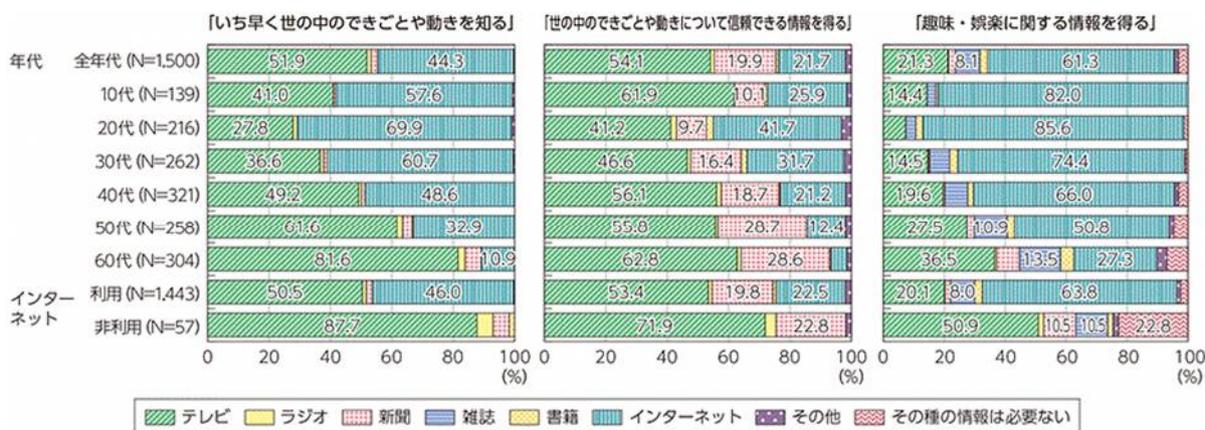
図表1 インターネットの利用率の推移



引用：平成30年版情報通信白書（原出典は総務省「通信利用動向調査」）

情報収集の利用手段としてもインターネットの信頼度が増しています。平成30年版情報通信白書によると、「時事情報」を得るために最も利用するメディアとしては、全年代ではテレビが5割を超えて最も高くなっています。このうち、「いち早く」時事情報を得るために最も利用するメディアとしては、10代から30代までではインターネットがテレビを上回っています。「信頼できる情報を得る」ために最も利用するメディアとしてはインターネットが新聞を上回り、テレビに続く結果となっています（図表2）。

図表2 目的別利用メディア（最も利用するメディア。全年代・年代別・インターネット利用非利用別）



引用：平成30年版情報通信白書
 (原出典は総務省情報通信政策研究所「平成30年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査研究」)

また、インターネットは情報収集以外の場面でも広く活用されています。かつては、インターネット上で情報を発信するには、ホームページを作成するのが一般的で、その作成には専門的な知識が必要でしたが、ブログを利用することで特別な知識がなくても情報発信が行えるようになりました。その後登場したFacebook, Twitterなどに代表されるSNS³の利用により、直に対面することなく国内外のさまざまな人と情報交流することも一般的となりました。

このように、インターネットの普及は、情報収集の仕方だけでなく、個人の情報発信の方法まで変えてきました。

ICTの進展により快適で便利な生活が送れるようになった一方で、ICTの「影」の部分も色濃くなっています。企業や官公庁の個人情報を狙った標的型メール攻撃や、不正な方法で入手したID・パスワードによる不正アクセスなどのサイバー犯罪⁴が増加しています。また、SNSでの不用意な発言や投稿により、猛烈なバッシングを受ける、いわゆる「炎上」が報道されています。個人のSNSアカウントで「炎上」した場合でも、関係する組織が謝罪したり、その個人が特定されインターネット上に「晒される」事態に発展したりすることもあります。組織だけでなく私たち一人ひとりが情報モラルを身につけ、適切に情報を活用することが必要です。

(2) データ社会の到来

また、ICTの進歩は目覚ましく、新しい技術が年々登場しています。

近年では、IoT⁵、ビッグデータ⁶、AI⁷が特に注目されています。インターネット利用の増大とIoTの普及により、さまざまな人・モノ・組織がネットワークにつながり、大量のデジタルデータ（ビッグデータ）の生成、収集、蓄積が進みつつあります。技術者やAIによるデータの分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、現実世界において新たな価値創造

につなげることができます。例えば、小売り分野での需要予測、交通分野での自動運転、医療分野での予防医療やオーダーメイド治療、都市経営分野での犯罪・事故・災害抑制など、さまざまな分野への応用が期待されています。

また、RPA⁸の導入により業務の集約化・自動化が進み、少子高齢化による生産年齢人口の減少の補完や長時間労働の抑制が可能となっています。

このほか、AR⁹、VR¹⁰は「ポケモンGO」などの位置情報ゲーム¹¹などに応用されていたり、スマートフォンやパソコンを活用したキャッシュレス決済¹²が普及したり、新しい技術は私たちの生活に身近なものとなっています。

一方で、デジタル・プラットフォーマーと呼ばれる大手IT企業による情報の独占・寡占化が、データ利活用サービスの競争環境に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

2 みやぎICT・データ利活用推進プランについて

(1) プラン策定の趣旨

本県では、これまで、そのときどきの状況と課題を踏まえた情報化推進計画を策定し、これらの計画に基づいてさまざまな取組を推進してきました。

平成25年(2013年)策定の「みやぎICT推進プラン(2014～2016)」では、単にICT環境を整備・提供するのではなく、それらを適切に使いこなし、真に豊かさを享受するために、全ての県民に「情報活用力の向上」が必要不可欠であるという認識の下、さまざまな施策を展開してきました。

「ICT環境を整備・提供」という面では、ICTが予想を超えるスピードで私たちの暮らしに深く浸透したことから、一定程度目標が達成されたと言えますが、「情報活用力の向上」という面では、ICT端末の普及、日常生活におけるインターネットの活用などの進展があった一方で、今日では、IoT、ビッグデータに代表される新技術に対応したデータ活用力が求められています。また、データのやり取りは主にインターネットを介して行われるため、利便性・経済性と安全性を両立させた情報セキュリティの強靱化が課題となっています。

これを踏まえ、平成29年(2017年)3月には、ICTをどう利用し、私たちの暮らしにどう安全に活用していくかという視点に立って、ICTの利活用を通じた県民、県の産業、県の組織について目指すべき姿を明らかにした「みやぎICT利活用推進プラン」を策定しました。

(2) プラン改定の趣旨

「みやぎICT利活用推進プラン」を策定後も、技術は進化し続けています。データの利活用という観点では、スマートフォンの普及、IoTの進展、有線・無線ネットワークの高速化・大容量化により、個人や事業者等が、文字情報のみならず、音声、画像・映像データ、位置情報、センサー情報などの、月毎、日毎という定期的な情報だけではなく、リアルタイムで流通・蓄積されるデータについても、インターネットを通じて送受信でき

るようになりました。データの利活用は、個人はもとよりさまざまな産業において、今まで見過ごされてきた生産性の向上や新たな需要の掘り起こしにつながり、経済成長やイノベーションの促進に資することが期待されています。

また、「みやぎICT利活用推進プラン」を策定する直前の平成28年（2016年）12月には、官民データ¹³活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法¹³が施行されました。この法では、国の官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県官民データ活用推進計画」といいます。）を定めなければならないとされました。

このため、本県では、「みやぎICT利活用推進プラン」を「みやぎICT・データ利活用推進プラン」と名称変更し、ICTの利活用だけではなく、データの利活用という視点も加えた内容に一部改定することとしました。

（3）本プランの位置づけ

本プランは、ICT・データの利活用を切り口として、本県の基本計画である「宮城の将来ビジョン」のほか、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」の着実な実行を下支えするICT分野の行動計画として策定します。

なお、今回の一部改定では、官民データ活用推進基本法第9条第1項に基づく都道府県官民データ活用推進計画に位置づけます。

（4）対象期間

本プランの対象期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、「宮城の将来ビジョン（改定版）」及び「宮城県震災復興計画」の最終年度である平成32年度

（2020年度）までの4年間とします。また、都道府県官民データ活用推進計画としての計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成32年度（2020年度）とします（図表3）。

図表3 宮城県のICT戦略・計画等の変遷

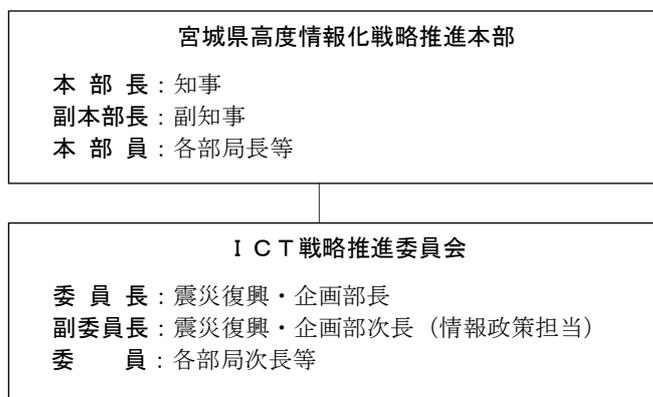
総合計画等	宮城の将来ビジョン													宮城の将来ビジョン(改定版)													
	第1期行動計画						第2期行動計画																				
ICT戦略・計画等	宮城県震災復興計画																										
	復旧期							再生期							発展期												
	宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画							宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画																			
								再生期							発展期												
H10～高度情報通信県みやぎ推進計画																											
MMC構想																											
みやぎIT戦略																											
宮城県IT戦略推進計画				宮城県IT戦略推進計画Ⅱ				宮城県IT推進計画				宮城県IT推進計画Ⅱ				みやぎIT推進プラン2013				みやぎICT推進プラン(2014～2016)				みやぎICT利活用推進プラン		みやぎICT・データ利活用推進プラン	
みやぎ情報産業振興プロジェクト						情報産業振興戦略						復興に向けた取組編															
電子県庁推進アクションプログラム						情報システム最適化計画						情報システム最適化計画(第2期)															
みやぎIT教育推進構想				みやぎICT教育推進計画						みやぎの教育情報化推進計画				第2期みやぎの教育情報化推進計画													
年度	H13 2001	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020							

(5) 推進体制

本県では、ICTの飛躍的発展とインターネットに代表される情報ネットワークの急速な普及による社会・経済構造の変革に対応し、ICTの成果を最大限に利活用した総合的かつ効果的な事業を展開するため、知事を本部長とする宮城県高度情報化戦略推進本部（ICT戦略推進本部）を設置しています。また、下部組織として、ICT戦略の専門的な検討のため、ICT戦略推進委員会を設置しています（図表4）。

本プランに基づく情報化に関する取組については、ICT戦略推進本部を中心に各部局等の連携を密にしながら着実な推進を図ります。

図表4 推進体制



(6) 進ちょく状況の管理と評価

本プランによる取組を着実に推進するため、取組状況を定期的に確認し、指標の達成度又は取組の性質に応じた経済性・効率性・有効性等の観点から自己評価を行います。

(7) 事業者等との連携・協力

ICTの総合的な推進には、行政だけではなく、通信事業者による情報通信基盤整備や技術革新、学術研究機関による実証実験など、連携が必要とされることから、市町村、NPO（民間非営利組織）、民間団体、企業、研究・教育機関等との連携・協働により取組を進めていきます。

事業者等においては、積極的に官民データを活用するとともに保有する公益増進に資するデータについて共有を図り、新たな技術やサービスを創出する積極的な取組が期待されています。

3 基本目標と重点目標

(1) 基本目標

本プランは、これまでの情報化推進の成果と課題に基づき、本県の取組を体系的に取りまとめ、ICT・データの利活用を通じた本県の目指すべき姿を基本目標として、次のとおり設定します。

ICTとデータの利活用で実現する豊かなみやぎ

社会、経済、産業、教育などのあらゆる分野において、ICT・データの利活用を通じて生産性の向上や地域活性化を促し、県民だれもが、いつでも、どこでも快適・便利さを実感でき、豊かなくらしや活力ある地域の実現を目指します。

(2) 重点目標と取組の基本方向

基本目標を達成するために、次の4つの重点目標と、その重点目標の下に9つの取組の基本方向をそれぞれ設定し、事業を展開していきます（図表5）。

安全・安心なくらしの構築

環境、保健・医療・福祉、県土保全、防災・減災、交通安全など、県民生活に密接に関係する情報を迅速かつ正確に提供します。積極的な情報発信に努めながら、だれもが安全・安心に暮らせる環境を構築します。

また、情報セキュリティ意識や情報リテラシー¹⁴の向上により、ICT・データを安全かつ安心に利用できる環境も併せて構築していきます。

快適・便利なくらしの構築

情報通信基盤の整備を図るとともに、保健・医療・福祉、教育などの分野においてICT・データを利活用する取組を実施するほか、その取組を支援し、快適で便利なくらしの構築を進めます。

活力ある豊かな地域の構築

最先端技術に関する本県の強みを活かした情報サービス産業の振興、ICT・データの利活用による経営革新や情報連携を通じた地域経済の活性化、そして、ICT人材の育成と確保を推進し、地域や産業の活性化を図ります。

行政運営の最適化の推進

ネットワーク基盤を活かした効果的な電子自治体の構築を進めるとともに、行政手続きのオンライン化など、簡単な手続きで満足度の高い、県民本意の行政サービスを提供します。加えて、ICT・データを活用した事務の簡素化・効率化や情報システムの一層の最適化を図り、情報セキュリティを確保したスリムで費用対効果の高い行政運営を推進します。

(3) 官民データ活用推進基本法への対応

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体に官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータ¹⁵の推進）及び情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等（標準化、デジタル化、システム改革、BPR¹⁶）に取り組むことを義務付けています。

本県においては、これらを含めた下記の施策について、国の計画に即しながら本プランにおける取組の基本方向の中で推進することとします（図表5）。

【官民データ活用の推進に関する施策】

- ① 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）
- ② 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）
- ③ 個人番号カードの普及及び活用に関する取組（マイナンバーカードの普及・活用）
- ④ 利用機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド¹⁷対策等）
- ⑤ 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

※ 官民データ活用の推進に関する施策に該当する主な取組は、37ページ以降の一覧表に掲載しています。

図表5 各目標と取組の基本方向の構成、官民データ活用に関する施策

